村内に土地・家屋を所有している方へ こんなときは、届け出が必要です!



土地や家屋を所有する方には、固定資産税(毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している方にかかる税金)や都市計画税(市街化区域内の土地・家屋を所有している方にかかる税金)などが課税されます。



▲HPはこちら

適正な課税をするため、次に該当する場合は、税務課(役場行政棟1階)備え付けまたは、 村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、届け出をお願いし ます。詳細は、お問い合わせください。

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 ▽土地に関すること…内線1112 ▽家屋に関すること…内線1113)

こんなときは届け出を!=

令和6年度課税分の固定資産税に関する変更届け出は、令和5年12月28日(木)までにお願いします。

土地の利用状況を変更したとき

▽住宅の建て替えなど、住宅用地の状況を変更した▽所有地と隣接する土地を取得して一体利用するようになった▽太陽光発電施設を設置した▽土地の賃貸借契約を結び、貸駐車場等を始めた▽敷地の一部を道路部分として提供(セットバック)した――など、課税内容を変更する必要がある場合は、お問い合わせください。

家屋の新築・増築等を行ったとき

新築や増築をして現地調査を受けていない家屋 の所有者は、面積・用途にかかわらず、所定の申 請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。 また、次の一定要件を満たす住宅は、申告により 固定資産税の減額措置の適用を受けることができ ます。

▽新築した認定長期優良住宅

▽耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修(断 熱改修)を行った住宅

家屋を取り壊したとき

令和6年1月1日(月・祝)までに家屋を取り壊した場合、令和6年度以降の固定資産税は課税されなくなります。なお、令和6年1月以降に届け出た場合は、取り壊し日を証明する書類の添付が必要となりますのでご注意ください。

登記されていない家屋の所有者が 売買・相続等により変更になったとき

課税台帳の名義を変更するため、所定の申請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。なお、登記されている土地・家屋については、水戸地方法務局(☎227-9922)で所有権移転登記を行ってください。

納税通知書の送付先が変更になったとき

▽所有者または納税義務者が死亡した▽国外へ転出した▽村外で住所を変更した――などの場合は、届け出をお願いします。

令和6年度は、土地・家屋の「評価替え」を行います!

土地・家屋の評価額は3年ごとに見直され、令和6年度はその見直しの年度になります。現在の利用状況や 地価等の変動により、税額が変更となる場合があります。評価替え後の税額については、令和6年度の固定資 産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください。

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続(遺言による場合を含む)によって不動産を取得した相続 人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

なお、令和6年4月1日時点で相続登記をしていない不動産を所有する方は3年間の 猶予期間が設けられています。※詳細は、水戸地方法務局ホームページをご覧ください。

▲HPはこちら

【問い合わせ】水戸地方法務局不動産登記部門(☎227-9922)